

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

◎鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年五月三十日法律第四十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の次に一条を加える改正規定並びに次条から附則第六条まで及び附則第十七条の規定は、公布の日から施行する。